

国住指第394号  
平成26年5月7日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて  
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

近年、CAD や BIM 等の普及により建築確認等の申請書に添付する図面等について電子的に作成されることが一般的となってきました。今般、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえ、建築確認手続き等における電子申請の取扱いを明確化する観点から、下記のとおり留意点を通知しますので、制度の運用に当たり参考にしていただくようお願いします。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

また、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関が建築確認手続き等の電子申請での対応を開始しようとする場合、建築確認等の公正かつ適確な実施を確保するため、当該指定確認検査機関に対して建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の27の規定による確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を定めるよう指導することをお願いします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

## 記

建築確認手続き等の電子申請については、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）その他関係法令の定めるところにより、現行制度においても実施することが可能である。建築確認手続き等の電子申請の流れ（確認申請の場合）は別紙 1 のとおり整理され、原則として国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号。以下「規則」という。）及び国土交通省の所管する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号。以下「告示」という。）に基づき実施されるものであるが、その運用については特に以下の 6 点について留意されたい。

### 1. 電子署名の付与について

規則第 3 条第 3 項において、電子署名を行う申請等は「行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等」とされているが、建築基準法において申請図書等への押印が求められている申請者、設計者、工事監理者の押印については、書面による申請の場合と同等の証明を代替できるよう、提出する電磁的記録に申請者等の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する署名をいう。以下同じ。）を付与する必要があること。また、複数の者の押印が必要とされている申請図書等については、当該複数の者の電子署名を付与すること。

### 2. 電子署名の要件について

建築確認手続き等の電子申請の仕組みを支障なく安定的に運用するため、電子署名を付与する際には電子証明書を使用する必要があるが、規則第 3 条第 3 項において規定する電子証明書のうち、既に他の行政関連手続きの電子申請でも広く用いられている次に掲げる電子証明書のいずれかを使用すること。

- ①商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- ②電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書
- ③告示第 3 条第 1 号に規定する電子証明書

### 3. 電磁的記録の長期保存について

建築基準法において保存期間が定められている申請図書等のうち、1. に基づき、その電磁的記録に電子署名が付与されているものについては、タイムスタンプを活用し、電磁的記録に付与された電子署名の有効性を確保したうえで、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。なお、一般財団法人日本

データ通信協会において、タイムスタンプの付与等を行う業務について時刻認証業務として認定を行っている。また、タイムスタンプが必要となる時期について別紙2のとおり示す。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講ずるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講ずること。

#### 4. 電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合の申請図書等の取扱いについて

電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合、告示第1条第3項において、申請者は付与された識別番号を当該書面に表示して提出することとされているが、適切に申請が行われるよう、申請前に識別番号を付与するとともに、その旨申請者にあらかじめ周知すること。

また、電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合、識別番号により書面の部分と電磁的記録の部分为一体の申請図書等として適切に管理し、審査等を行うこと。

#### 5. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、ISO/IEC27001に定める情報セキュリティマネジメントシステムに準拠した体制を構築する等厳格なセキュリティ対策を講ずること。

#### 6. 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付について

規則第4条第1項及び第2項において、電子的に処分通知等を行うことができるとされているが、確認済証、中間検査合格証及び検査済証（以下「確認済証等」という。）を電子的に交付した場合、電子署名の有効期限を経過した後は、有効性が担保できる確認済証等が存在しない状況となり、その時点での建築物の所有者に不利益を与えるおそれがあることから、電子申請がなされた場合であっても、確認済証等は書面で交付すること。

# 建築確認手続き等の電子申請の流れ(確認申請の場合)

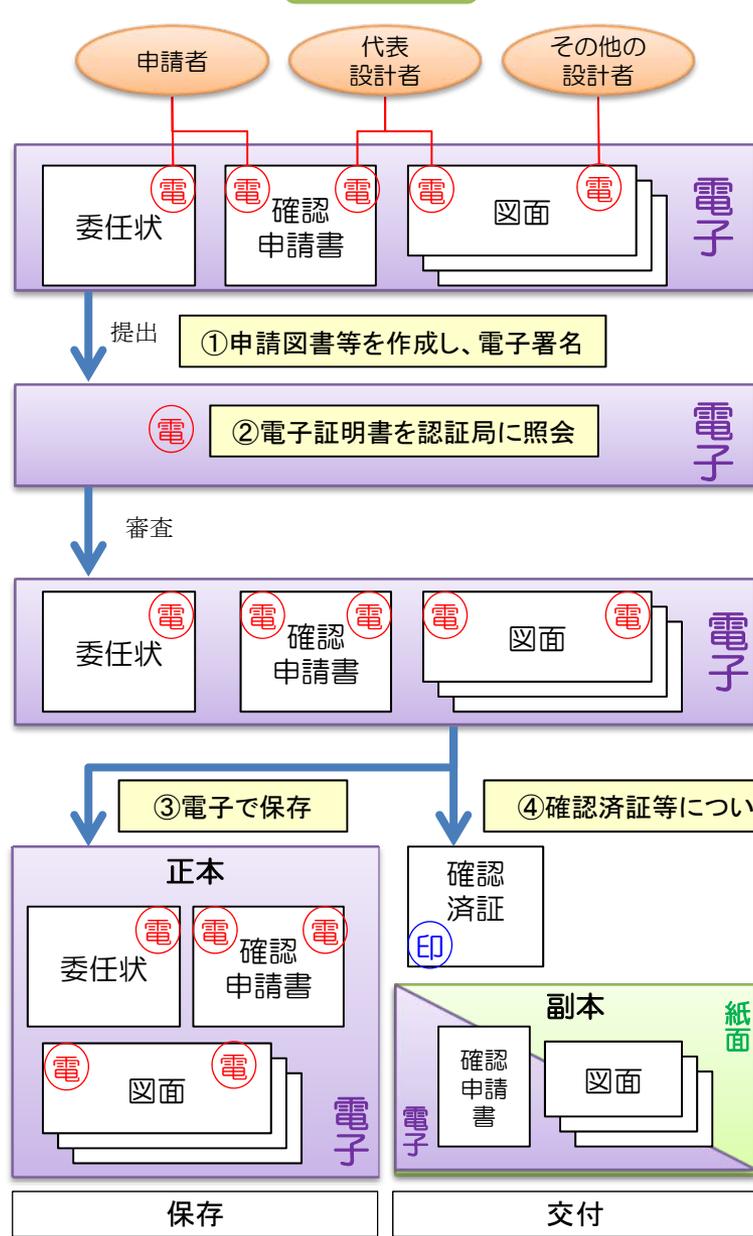
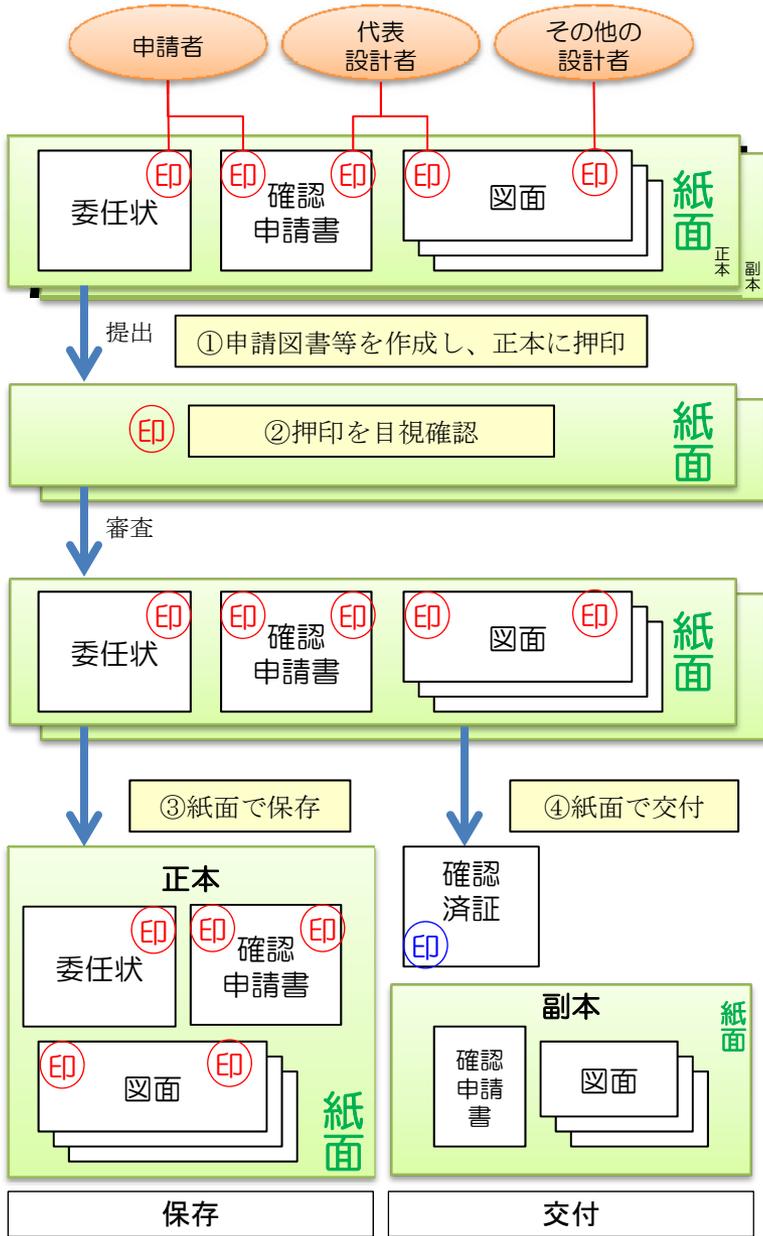
図書等作成

受領

確認審査

紙申請

電子申請



提出する申請図書等の電磁的記録については、提出先の環境下においても齟齬なく再現できる必要がある。

保存

交付

保存

交付

## タイムスタンプを活用した電磁的記録の長期保存について

確認済証交付日      電子証明書有効期限      タイムスタンプ①有効期限      申請書等保存期限

電子証明書有効期間

タイムスタンプを活用し、電子署名の有効性を確保

タイムスタンプ①有効期間

タイムスタンプ②有効期間

電子証明書の有効期間内※  
かつ失効していないうちに  
タイムスタンプを付与する  
必要がある。

タイムスタンプの有効期間内  
に再度タイムスタンプを付与  
する必要がある。

法定保存期間

※電子証明書の有効期間は、電子署名及び認証業務に関する法律の規定により最大5年とされている。